

社会保険ひろしま

第900号

- 【お願い】 各種届書等への個人番号の記入をお願いします
- 【お願い】 従業員の方に「標準報酬月額」の通知をお願いします
- 【注意事項】 年4回以上支給される賞与について
- 年金だより
- 協会けんぽ2022 (令和4)年度決算(見込み)のお知らせ
- 8月下旬「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りします
- 生活習慣病予防健診のおすすめポイント
- ACTION! セミナーin 広島



職場内で回覧して下さい

広島県の状況

令和5年6月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		59,728	59,030
船舶所有者数		251	334
被保険者数	男性	502,227人	389,992人
	女性	330,385人	268,341人
	船員	2,989人	3,282人

日本年金機構からのお知らせ

お願い 各種届書等への個人番号の記入をお願いします

「被保険者資格取得届」や「被扶養者（異動）届」などの、個人番号記入欄がある届書には、個人番号を忘れずに記入してください。

また、「被扶養者（異動）届」の被扶養者の住所欄には、同居・別居に関わらず、住民票の住所を記入してください。

※ 従業員の方の個人番号を記入する際には、番号法に基づく本人確認（番号確認および身元確認）を必ず行ってください。また、記入する個人番号には誤りがないようお気を付けてください。

※ 被保険者や被扶養配偶者は、基礎年金番号による届出が可能です。が、お客様サービスの向上（「住所変更届」の届出省略等）のため、個人番号によるお届けにご協力ください。

<被保険者資格取得届>

被保険者の個人番号を忘れずに記入してください。

被扶養者の個人番号を忘れずに記入してください。

被保険者の住所は、**住民票の住所**を記入してください。（被保険者については個人番号を記入した場合は住所記入は不要です。）

被扶養者の住所は、同居・別居に関わらず、**住民票の住所**を記入してください。

<被扶養者（異動）届>

日本年金機構では、個人番号等による本人確認を徹底して行っており、本人確認ができない場合は、**健康保険被保険者証の交付が行えません**。「個人番号（基礎年金番号）」欄に不備がある場合は、届書を返戻し、補正をお願いしています。ご確認後速やかに再提出いただきますようお願いします。

個人番号を利用した手続きについて、詳しくは、裏面下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

お願い 従業員の方に「標準報酬月額」の通知をお願いします

日本年金機構では、事業主の皆さまから提出された「資格取得届」、「算定基礎届」、「月額変更届」等により被保険者（従業員）の「標準報酬月額」を決定します。

決定した「標準報酬月額」は、「標準報酬月額決定（改定）通知書」等により、事業主の皆さまにお知らせしています。

標準報酬月額は、毎月の保険料や将来受け取る年金額の計算の基礎となる重要な情報です。

事業主の皆さまから従業員の方に「標準報酬月額」をお知らせください。また、給与や賞与から保険料を控除するときは、控除額を従業員の方に必ずお知らせください。

年に4回以上支給される賞与は以下の事例のとおり取り扱います。

A 令和5年7月1日以前に年4回以上支給される賞与の支給が諸規定に定められている場合
 令和6年7月1日を基準として前1年間に支払われた賞与を「賞与にかかる報酬」として取り扱い、令和6年度の定時決定または随時改定の際に、その合計額を12で割った額を各月の報酬に加え、報酬月額を算出し、届け出ます。

<例>



令和5年7月1日から令和6年6月30日までの1年間に4回以上賞与が支給されていることから、令和6年度定時決定では、令和5年7月1日から令和6年6月30日までの賞与支給実績（(①+②+③+④)÷12）を各月の報酬に加える。

B 令和5年7月2日以降、新たに年4回以上支給される賞与の支給が諸規定に定められた場合
 令和6年度の定時決定または7月、8月、9月の随時改定による標準報酬月額が適用されるまでの間は、「賞与」として取り扱いますので、賞与支払届の提出が必要です。令和6年度の定時決定または7月、8月、9月の随時改定の際、同年の7月1日を基準として前1年間に支払われた賞与を「賞与にかかる報酬」として取り扱い、その合計額を12で割った額を各月の報酬に加え、報酬月額を算出し、届け出ます。

<例>



令和5年9月に諸規定を変更しているため、令和6年度定時決定による標準報酬月額が適用されるまでの間は通常の「賞与」として賞与支払届の提出（①～④および⑤の賞与支払届）が必要。

令和5年7月1日から令和6年6月30日までの1年間に4回以上賞与が支給されていることから、令和6年度定時決定では、令和5年7月1日から令和6年6月30日までの賞与支給実績（(①+②+③+④)÷12）を各月の報酬に加える。



年金だより

老齢年金の相談・請求手続きはインターネット予約が便利です。

老齢年金の相談・請求手続きはインターネット予約をご利用いただきますと以下のメリットがあります。

- 毎日予約を受け付けているため、**休日を気にせず予約**できます。
- 予約日の前日に予約時間等のお知らせメールが届くので、**予約を忘れることがありません**。
- もし予定が入ってしまった場合も、インターネットから**スムーズに変更やキャンセル**ができます。

→詳細はインターネット予約専用サイトからご確認ください。

予約専用サイトへのアクセス方法

- 翌々営業日以降の相談日から予約できます。



スマートフォン



https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/sp_soyou/RA01_SP/W_RA0101_SPSCR.do



パソコン

日本年金機構 予約相談

検索

https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/soyo/RA01/W_RA0101SCR.do

インターネット予約の
受付時間

土日祝日を含め毎日

8:00 ~ 23:30

※ システムメンテナンスによる
停止を行うことがあります。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の
補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>



ツイッター 公式アカウント @Nenkin_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信
しています。ぜひフォローいただきご活用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>



協会けんぽ 2022(令和4)年度決算(見込み)のお知らせ

2022年度の決算(見込み)のポイント

2022年度の決算は収入が11兆3,093億円、支出が10兆8,774億円で、収支差は4,319億円となりました。

ポイントとして、収支差は前年度比で増加(+1,328億円)しましたが、この要因は、保険料収入の増加(+1,868億円)より保険給付費の増加(+2,502億円)が上回ったものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う2020年度の高齢者の医療費の一時的な減少により、後期高齢者支援金に多額の精算(戻り分1,901億円)が生じたこと等によって支出の伸びが抑えられたことによるもので、一時的な特殊事情によるものです。

※詳しくは、協会けんぽホームページをご覧ください。

2022年度決算(見込み) 医療分

収入 11兆3,093億円 (+1,813億円)

支出 10兆8,774億円 (+ 486億円)

収支差 +4,319億円 (+1,328億円)

準備金 4兆7,414億円 (+4,319億円)

※()内は、対前年度比。

保険給付費 63.9%

協会けんぽが医療機関に支払う費用や、傷病手当金等の支払いに要する費用

保険料収入 88.8%

被保険者・事業主の皆さまに納めていただいている保険料

高齢者医療への拠出金等 33.0%

高齢者の皆さまの医療費の一部を現役世代が負担しています。その額は、支出の(約1/3)を占め、重い負担になっています。

今後、団塊の世代が75歳以上となることによって、高齢者医療への拠出金の増加が見込まれています。

支出

約10.9兆円

収入

約11.3兆円

健診・保健指導経費 1.2%

協会事務費 0.9%

その他の支出 1.0%

国からの補助金 11.0%

その他の収入 0.2%

Q 2022年度の決算は黒字額が増加しましたが、協会けんぽの財政は今後どのような見通しなのでしょうか?

A 協会けんぽの財政は、以下の理由から**楽観を許さない状況**です。

- 収入面では、賃上げによる賃金の上昇が当面は見込まれるものの、被保険者数の伸びが鈍化していることや、不安定な海外情勢や物価高の影響等で経済の先行きが不透明であること等によって、これまでのような保険料収入の増加が今後も続くとは期待し難いこと。
- 支出面では、**医療給付費がコロナ禍前の水準を上回って推移した2021年度(対前年度比+8.6%)をさらに上回り、2022年度は対前年度比+4.4%と高い伸びで推移していること**や、今後も、**後期高齢者支援金の増加**が見込まれること。

こうした状況を踏まえ、協会は、将来を見据えて、加入者の健康増進の取り組みを中心とした医療費の適正化をさらに推進するとともに、安定した財政運営に努めてまいります。

2022(令和4)年度 広島支部の事業報告

加入者の健康度の向上

- ◎「健康づくりの好循環」の定着・浸透
- ◎健康宣言事業所の拡大と健康づくり講座や健康経営セミナーの開催
- ◎健康づくり優良事業所認定及び県知事表彰の実施 等

医療費の適正化

- ◎ジェネリック医薬品希望シールの配布
- ◎ジェネリック医薬品の使用割合が高い薬局を優良認定及び訪問表彰の実施
- ◎年1回の健診と早期・軽度での医療機関受診の勧奨 等

8月
下旬

「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りします

お知らせを
お送りする方

- ◆主に生活習慣病や慢性疾患などの先発医薬品を長期間服用されている方
- ◆お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方

※加入者(被保険者)の方の住所へ直接郵送いたします。 ※すべての加入者様に通知されるものではありません。

ジェネリック医薬品とは?

特徴1



効き目や安全性が先発医薬品と同等と厚生労働省から認められたお薬!

先発医薬品の有効成分を利用して開発しているため先発医薬品よりも3~5割程度安くなる場合があります。



特徴2



服用しやすいお薬へ製造の工夫が図られているものもあります!



製剤の小型化

剤形の変更

味の改良

「ジェネリック医薬品希望シール」をご活用ください!

病院や薬局でジェネリック医薬品を希望することを伝えるには、「ジェネリック医薬品希望シール」が便利です。保険証やお薬手帳に貼付し、ご活用ください。

広島支部限定!
サンフレッチェ広島との
コラボシール



お申込みは
こちらから



受けないなんて
もったいない!

生活習慣病予防健診のおすすめポイント

生活習慣病予防健診は35~74歳の従業員(被保険者)様が対象の健診です。



健診費用がとってもお得!

約18,000円相当の健診が最高5,282円で受診できます。



充実の検査項目(一般健診)

職場の
定期健診の項目



大腸・胃がん検診
詳細な血液・尿検査

対象の方は追加受診も!

付加健診、
乳・子宮頸がん、
肝炎ウイルス検査

※費用別途



健康サポート(特定保健指導)が無料!

生活習慣の改善が必要な方は、健康サポート(特定保健指導)が無料で受けられます。

受診までの流れ

STEP
01

健診機関を
決める

県内の実施機関はこちらから▶



STEP
02

健診機関へ
電話予約



STEP
03

保険証を
持って受診



協会けんぽ広島支部からのお知らせ

(2023年8月号)

<発行>



全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル

お問い合わせ
はこちら

電話番号 082-568-1011(代表)
平日のみ 8:30~17:15
※おかけ間違いにご注意ください



今月の
TOPICS

ACTION!セミナー in広島 ぜひご参加ください。

健康経営を実践する事業所様、また、これからスタートする事業所様を対象に、健康経営セミナーが開催されます。

開催日時 9月8日(金) 13:30~17:00

会場 広島国際会議場

お申込み方法・プログラムの詳細についてはこちら▶

